

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	公的個人認証サービスの利用可能範囲の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>・公的個人認証の失効リストの提供を受けることが可能なのは、行政機関等、又は認定認証事業者等となっており、一般の民間サービスで公的個人認証サービスを利用することはできない状況となっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 第17条 次に掲げる者は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(第四号及び第五号に掲げる者にあつては電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあつては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。</p> <p>一 行政機関等 <以下、省略></p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>・失効リスト提供を広く民間に行い、公的個人認証サービスの利用範囲を拡大していただきたい。</p>